

『江別市立地適正化計画』 に基づく届出制度について

令和6年7月1日より
届出制度が始まります

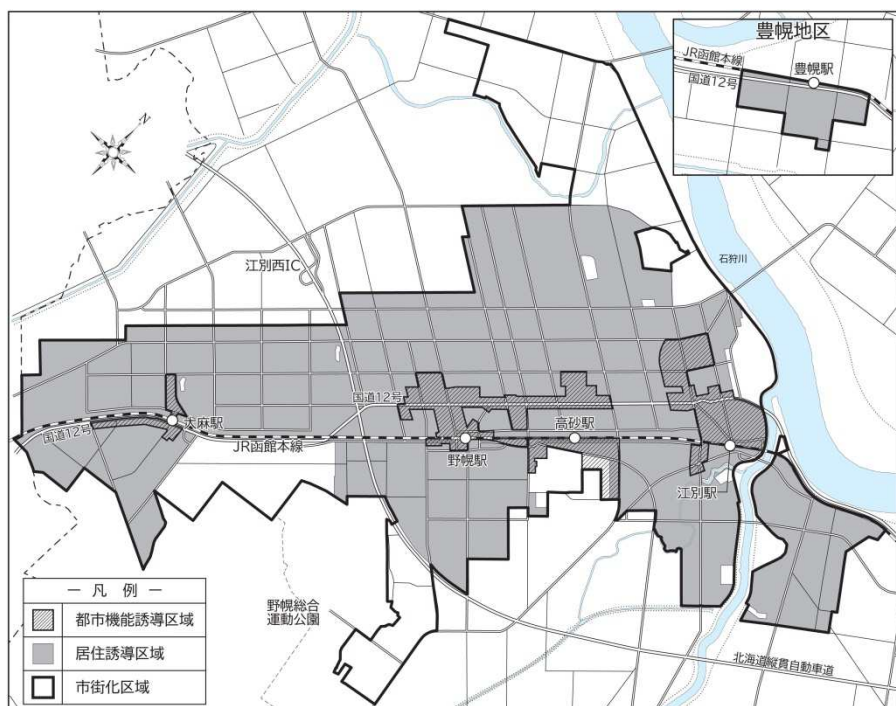
江別市では、都市再生特別措置法に基づく「江別市立地適正化計画」を令和6年(2024年)3月に策定し、同年7月1日から運用を開始します。

本計画は、人口減少が予測されている状況においても、一定の都市機能を維持し、持続可能な都市づくりを推進するための計画で、医療、介護福祉、商業等の都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と、居住を誘導し人口密度を保つ「居住誘導区域」を定めています。

都市再生特別措置法に基づき、届出の対象となる行為を行う場合、行為に着手する30日前までに、市長への届出が必要となります。

※この届出制度は、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明の対象となります。

● 各誘導区域と誘導施設



都市機能	主な誘導施設
複 合	多機能が複合した施設
行 政	市役所、証明書窓口、警察署
教育・文化・スポーツ	図書館、公民館、文化ホール、体育館
商 業	延べ面積5,000㎡以上の商業施設(単体・複数)
介護福祉	地域包括支援センター
医 療	病院、医療モール
金 融	銀行、信金、信組など

- ◆ 立地適正化計画の対象区域は、都市計画区域(江別市全域)です
- ◆ 誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに設定しています
- ◆ 誘導区域の詳細については、都市計画課へお問い合わせください

● 届出の対象となる行為

対象区域		届出対象行為	
都市機能	区域外	開発行為	□ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為
		開発行為以外	□ 建築物の新築・改築・用途変更により誘導施設を有する建築物とする場合
	区域内	□ 都市機能誘導区域内に立地する誘導施設を休止又は廃止しようとする場合	
居住	区域外	開発行為	□ 3戸以上の住宅建築を目的とした開発行為 □ 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とした開発行為で1,000㎡以上のもの
		開発行為以外	□ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 □ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

● 届出先・問い合わせ先

江別市 企画政策部 都市計画課 (本庁舎2階)

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

TEL:011-381-1038 FAX:011-381-1071

◆届出制度の詳細は、「江別市立地適正化計画 届出制度の手引き」をご覧ください。

◆市ホームページ (立地適正化計画・手引き等)

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/toshikeikaku/126083.html>

